1 北九州市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

			実質収支額				
会計名			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計		1,086,300	1,081,752	1,070,183	1,567,864	1,787,713
	一般会計等に属する特別会計	土地区画整理特別会計	960,078	751,583	332,935	101,572	29,001
		土地区画整理事業清算特別会計	44,395	5,491	5,186	5,588	5,000
		公債償還特別会計	0	0	0	0	0
		住宅新築資金等貸付特別会計	323,057	325,043	312,396	312,917	211,909
		土地取得特別会計	0	0	0	0	0
		母子寡婦福祉資金特別会計	438,349	533,848	637,839	731,552	570,136
		臨海部産業用地貸付特別会計	0	0	0	0	0
合計（1）			2,852,179	2,697,717	2,358,539	2,719,493	2,603,759
標準財政規模			247,694,000	245,519,536	242,214,850	246,959,896	250,158,271
実質赤字比率（%）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））			(1.15%)	(1.09%)	(0.97%)	(1.10%)	(1.04%)

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	3,535,563	6,809,769	5,326,936	590,679	1,012,527
	競輪、競艇特別会計	3,413,759	2,292,295	1,547,140	1,329,451	1,212,413
	老人保健医療特別会計	223,081	1,558,463	1,514,124	74,482	－
	駐車場特別会計	117,601	104,995	118,588	105,400	74,255
	介護保険特別会計	2,180,124	1,269,252	749,156	605,323	968,207
	後期高齢者医療特別会計	－	1,113,576	357,845	396,361	356,531

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業会計	5,794,468	5,581,303	5,016,903	5,101,381	5,328,384
		工業用水道事業会計	1,235,201	1,508,915	1,587,156	1,440,269	1,483,319
		交通事業会計	1,385,558	1,532,100	1,585,433	1,627,148	1,633,069
		病院事業会計	1,487,135	▲ 1,175,631	▲ 1,271,877	▲ 756,435	1,011,828
		下水道事業会計	4,449,518	3,909,426	3,431,925	3,053,307	2,827,795
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	食肉センター特別会計	87,231	82,731	83,054	86,275	72,031
		簡易水道事業特別会計	28,442	28,413	27,416	26,680	－
		中央卸売市場特別会計	97,317	133,445	137,374	130,000	134,485
		渡船特別会計	44,194	58,406	60,092	60,709	66,630
		国民宿舎特別会計	38,647	37,709	35,087	27,294	23,101
		廃棄物発電特別会計	711,561	692,975	900,750	860,557	728,795
		漁業集落排水特別会計	15,681	5,965	4,246	4,651	4,887
	宅地造成事業	港湾整備特別会計	0	0	0	0	0
		産業用地整備特別会計	0	0	0	0	0
		空港関連用地整備特別会計	99,234	109,859	108,271	108,619	106,097
		学術研究都市土地区画整理特別会計	0	0	0	0	0

合計（2）	27,796,494	28,351,683	23,678,158	17,591,644	19,648,113
標準財政規模	247,694,000	245,519,536	242,214,850	246,959,896	250,158,271
連結実質赤字比率（%）	－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））	(11.22%)	(11.54%)	(9.77%)	(7.12%)	(7.85%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

2 福岡市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名			実質収支額 平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計		5,479,147	4,800,321	4,968,155	4,082,236	8,631,311
	一般会計等に属する特別会計	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	0	0
		筥崎土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
		伊都土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
		香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
		公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	0
		姪浜土地区画整理事業特別会計	0	0	－	－	－
		市債管理特別会計	0	0	0	0	0
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	－	－	0	0	0
合計（1）			5,479,147	4,800,321	4,968,155	4,082,236	8,631,311
標準財政規模			336,993,737	334,177,485	331,789,710	339,940,315	348,082,863
実質赤字比率（%）			―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））			(1.62%)	(1.43%)	(1.49%)	(1.20%)	(2.47%)

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	後期高齢者医療特別会計	－	177,539	82,916	79,264	110,326
	国民健康保険事業特別会計	▲ 8,285,188	▲ 6,912,396	▲ 2,937,195	▲ 463,066	1,671,645
	老人保健医療特別会計	▲ 1,092,762	▲ 127,303	▲ 11,701	0	－
	介護保険事業特別会計	985,969	1,336,148	199,182	403,616	318,336
	駐車場特別会計	0	0	0	0	0
	市営競艇事業特別会計	996,777	729,401	375,182	120,902	557,926

資金不足比率の算定範囲（会計別）

会計名（公営企業会計）			資金不足・剰余額 平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	病院事業会計	43,180	92,927	596,619	－	－
		下水道事業会計	1,743,956	3,522,217	3,628,664	4,473,910	6,399,485
		水道事業会計	7,929,493	7,384,207	7,225,372	7,677,483	7,916,802
		工業用水道事業会計	181,829	178,297	169,218	163,314	96,531
		高速鉄道事業会計	▲ 355,802	0	0	0	0
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
		中央卸売市場特別会計	0	0	9,585	18,460	27,589
		市営渡船事業特別会計	113	51	102	0	0
	宅地造成事業	港湾整備事業特別会計	0	0	0	0	0
		市街地再開発事業特別会計	0	0	－	－	－
合計（2）			7,626,712	11,181,409	14,306,099	16,556,119	25,729,951
標準財政規模			336,993,737	334,177,485	331,789,710	339,940,315	348,082,863
連結実質赤字比率（%）			―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））			(2.26%)	(3.34%)	(4.31%)	(4.87%)	(7.39%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

3 大牟田市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	▲ 1,055,368	▲ 970,773	▲ 383,134	470,900	728,098
	一般会計等に属する特別会計：土地区画整理事業	0	0	135	0	0
	住宅新築資金等貸付事業	0	0	21	0	0
	病院事業債管理特別会計	－	－	－	0	0
合計（1）		▲ 1,055,368	▲ 970,773	▲ 382,978	470,900	728,098
標準財政規模		27,218,044	27,177,047	27,630,036	28,305,865	28,219,083
実質赤字比率（%）		3.87%	3.57%	1.38%	―	―
（黒字の比率（%））		－	－	－	(1.66%)	(2.58%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	600,435	1,073,861	741,980	3,466	25,261
	介護保険事業	191,864	131,243	25,839	54,320	2,481
	後期高齢者医療事業	－	22,566	30,694	30,759	30,254
	老人保健医療事業	▲ 198,267	7,648	25,951	0	－

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外：水道事業会計	706,207	570,480	496,862	1,022,164	1,271,905
	病院事業	2,291,362	2,589,913	3,105,045	－	－
	下水道事業会計	151,220	159,293	185,093	72,297	88,704
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計（2）		2,687,453	3,584,231	4,228,486	1,653,906	2,146,703
標準財政規模		27,218,044	27,177,047	27,630,036	28,305,865	28,219,083
連結実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(9.87%)	(13.18%)	(15.30%)	(5.84%)	(7.60%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

4 久留米市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	638,305	728,851	718,630	972,591	1,030,807
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	26,109	18,244	49,045	61,742	65,561
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	－	57,674	48,191	27,482	34,166
	ガス事業清算特別会計	－	－	0	－	－
合計（1）		664,414	804,769	815,866	1,061,815	1,130,534
標準財政規模		60,347,582	62,554,206	63,506,951	65,790,799	66,916,553
実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(1.10%)	(1.28%)	(1.28%)	(1.61%)	(1.68%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	175,305	96,070	914,175	218,763	425,184
	介護保険事業特別会計	509,886	570,306	299,263	221,973	37,838
	後期高齢者医療事業特別会計	－	75,917	62,367	70,941	84,228
	老人保健事業特別会計	5,012	236,226	257,318	0	－
	市営駐車場事業特別会計	3,422	3,354	3,354	3,456	3,367
	競輪事業特別会計	427,581	459,926	392,790	423,155	582,270

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	3,708,184	3,572,684	3,494,057	3,015,788	3,061,712
		ガス事業会計	2,077,937	2,595,408	－	－	－
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業	58	75	81	74	71
		下水道事業	110,800	104,162	119,778	119,650	92,103
		農業集落排水事業	21,549	26,159	24,862	23,505	23,116
		特定地域生活排水処理事業	23,523	18,576	8,414	2,265	10,741
		中央卸売市場事業	11,163	12,278	17,220	17,691	14,856
		地方卸売市場事業	6,362	5,068	7,644	10,728	13,410
	宅地造成事業	産業団地整備事業特別会計	－	0	0	－	－
合計（2）		7,745,196	8,580,978	6,417,189	5,189,804	5,479,430
標準財政規模		60,347,582	62,554,206	63,506,951	65,790,799	66,916,553
連結実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(12.83%)	(13.71%)	(10.10%)	(7.88%)	(8.18%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

5 直方市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	7,172	8,747	9,909	463,954	637,563
一般会計等	一般会計等に属する特別会計：同和地区住宅資金貸付事業特別会計	373	230	373	297	198
合計（1）		7,545	8,977	10,282	464,251	637,761
標準財政規模		12,196,789	12,303,259	12,443,572	12,825,331	12,830,050
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(0.06%)	(0.07%)	(0.08%)	(3.61%)	(4.97%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計：国民健康保険特別会計	▲ 265,431	▲ 87,389	105,430	44,050	▲ 66,184
介護保険特別会計（保険事業勘定）	62,500	108,201	43,237	22,269	10,102
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	－	224	2,758	5,846	7,863
後期高齢者医療特別会計	－	12,653	16,815	13,518	16,312
老人保健特別会計	▲ 50,485	0	81	0	－

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外：水道事業会計	1,398,429	1,434,441	1,459,823	1,570,134	1,596,711
法適用企業	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外：公共下水道事業特別会計	1,027	742	319	502	499
法非適用企業	宅地造成事業以外：農業集落排水事業特別会計	497	508	482	480	443
法非適用企業	宅地造成事業：上頓野産業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計（2）		1,154,082	1,478,357	1,639,227	2,121,050	2,203,507
標準財政規模		12,196,789	12,303,259	12,443,572	12,825,331	12,830,050
連結実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(9.46%)	(12.01%)	(13.17%)	(16.53%)	(17.17%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

6 飯塚市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名			実質収支額 平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計		608,521	838,694	1,223,292	1,574,271	1,506,387
	一般会計等に属する特別会計	学校給食事業特別会計	12,362	12,260	12,164	24,749	24,895
		住宅新築資金等貸付特別会計	16,893	11,943	8,276	4,929	429
		汚水処理事業特別会計	353	1,207	2,915	1,551	724
		養護老人ホーム運営事業特別会計	0	－	－	－	－
合計（1）			638,129	864,104	1,246,647	1,605,500	1,532,435
標準財政規模			31,041,622	31,082,580	31,921,563	32,842,970	32,710,141
実質赤字比率（%）			―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））			(2.05%)	(2.78%)	(3.90%)	(4.88%)	(4.68%)

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	345,110	755,255	451,897	275,059	47,453
	介護保険特別会計保険事業勘定	219,954	294,743	125,291	56,267	11,580
	介護保険特別会計介護サービス事業勘定	116	166	114	139	101
	後期高齢者医療特別会計	－	8,663	5,241	29,634	32,433
	老人保健特別会計	▲ 284,795	▲ 25,489	1,872	283	－
	介護サービス事業特別会計	10,452	5,420	383	3,535	4,591
	駐車場事業特別会計	113	77	0	184	157
	小型自動車競走事業特別会計	▲ 605,046	▲ 601,043	▲ 603,711	▲ 620,261	▲ 745,199

資金不足比率の算定範囲（会計別）

会計名（公営企業会計）			資金不足・剰余額 平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,674,785	1,302,481	1,373,802	1,540,475	1,610,879
		産炭地域小水系用水道事業会計	4,794	4,482	2,533	1,751	3,477
		飯塚市立病院事業会計	－	856	1,237	1,723	2,277
		下水道事業会計	443,865	519,663	592,200	592,464	569,551
		飯塚市立頴田病院事業会計	103,090	0	－	－	－
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	地方卸売市場事業特別会計	131	153	1	168	138
		農業集落排水事業特別会計	66	146	105	98	82
	宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	0	0	0	0	0
合計（2）			2,550,764	3,129,677	3,197,612	3,487,019	3,069,955
標準財政規模			31,041,622	31,082,580	31,921,563	32,842,970	32,710,141
連結実質赤字比率（%）			―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））			(8.21%)	(10.06%)	(10.01%)	(10.61%)	(9.38%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

7 田川市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	175,233	319,645	379,344	474,955	857,908
一般会計等に属する特別会計	急患医療特別会計	22,004	19,573	42,568	33,605	33,035
	住宅新築資金等貸付特別会計	39,668	27,329	57,646	64,491	58,339
	田川市等三線沿線地域交通体系整備事業基金特別会計	0	0	0	0	493
合計（1）		236,905	366,547	479,558	573,051	949,775
標準財政規模		12,673,867	12,589,103	12,970,290	13,099,230	13,040,755
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(1.86%)	(2.91%)	(3.69%)	(4.37%)	(7.28%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	472,812	465,216	286,190	150,586	85,671
	後期高齢者医療特別会計	－	15,651	5,760	4,438	5,097
	老人保健特別会計	▲ 79,558	▲ 9,556	5,117	0	－

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	313,710	280,681	359,889	682,197	552,182
		231,611	▲ 143,726	▲ 208,905	▲ 158	232,621
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合計（2）		1,175,480	974,813	927,609	1,410,114	1,825,346
標準財政規模		12,673,867	12,589,103	12,970,290	13,099,230	13,040,755
連結実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(9.27%)	(7.74%)	(7.15%)	(10.76%)	(13.99%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

8 柳川市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	343,515	355,733	895,041	835,992	1,209,861
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等特別会計	1,063	1,379	2,693	3,140	3,467
	公共用地先行取得等特別会計	0	0	0	0	0
合計（1）		344,578	357,112	897,734	839,132	1,213,328
標準財政規模		15,938,536	15,946,401	16,514,996	17,130,412	17,035,288
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(2.16%)	(2.23%)	(5.43%)	(4.89%)	(7.12%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	153,064	17,651	67,425	8,907	9,132
	老人保健特別会計	▲ 136,968	▲ 27,281	▲ 835	0	－
	後期高齢者医療特別会計	－	10,979	3,683	2,512	4,622

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,282,436	1,317,548	1,205,034	1,329,384	1,430,618
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	32,043	21,574	65,094	92,674	77,237
合計（2）			1,675,153	1,697,583	2,238,135	2,272,609	2,734,937
標準財政規模			15,938,536	15,946,401	16,514,996	17,130,412	17,035,288
連結実質赤字比率（%）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））			(10.51%)	(10.64%)	(13.55%)	(13.26%)	(16.05%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	1,024,830	1,275,681	1,461,860	1,698,159	1,638,697
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業費特別会計	▲ 116,110	▲ 127,705	▲ 147,492	▲ 145,655	▲ 144,886
	矢部診療所特別会計	887	467	1,989	6,894	10,493
	グリーンピア八女特別会計	4,746	5,666	0	－	－
	専用水道	7,237	0	－	－	－
合計（1）		921,590	1,154,109	1,316,357	1,559,398	1,504,304
標準財政規模		20,925,827	20,912,421	21,285,303	22,790,351	22,274,125
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(4.40%)	(5.51%)	(6.18%)	(6.84%)	(6.75%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業費特別会計	409,199	▲ 11,897	▲ 268,312	▲ 137,584	51,151
	老人保健特別会計	▲ 96,984	24,924	398	0	－
	介護保険事業費特別会計	149,553	164,266	226,859	259,901	131,634
	後期高齢者医療特別会計	－	30,889	8,027	14,430	13,834

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	796,594	768,958	835,762	995,572	1,095,687
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業費特別会計	20,885	22,270	17,398	12,089	11,627
		下水道事業特別会計	21,062	20,101	28,499	18,645	15,172
		農業集落排水事業特別会計	565	680	1,540	2,312	2,734
合計（2）		2,222,464	2,174,300	2,166,528	2,724,763	2,826,143
標準財政規模		20,925,827	20,912,421	21,285,303	22,790,351	22,274,125
連結実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(10.62%)	(10.39%)	(10.17%)	(11.95%)	(12.68%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

10 筑後市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	379,281	801,627	562,611	581,640	949,345
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 79,856	▲ 83,052	▲ 64,697	▲ 58,858	▲ 57,940
	地方独立行政法人筑後市立病院貸付特別会計	－	－	－	－	0
合計（1）		299,425	718,575	497,914	522,782	891,405
標準財政規模		9,470,638	9,447,903	9,621,783	9,964,288	10,113,291
実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(3.16%)	(7.60%)	(5.17%)	(5.24%)	(8.81%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 41,996	36,451	101,174	37,128	31,674
	介護保険特別会計（保険事業勘定）	97,809	124,133	23,558	39,432	23,459
	介護保険特別会計（地域包括支援センター事業勘定）	170	5,456	6,385	6,481	6,496
	後期高齢者医療特別会計	－	7,080	18,824	13,828	17,155
	老人保健特別会計	▲ 35,998	11,582	9,087	0	－

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,267,385	1,534,760	1,608,317	1,805,080	1,672,721
		病院事業会計	2,737,889	2,612,185	2,723,813	2,754,757	－
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	101,371	12,692	9,301	3,378	1,856
	宅地造成事業						
合計（2）			4,426,055	5,062,914	4,998,373	5,182,866	2,644,766
標準財政規模			9,470,638	9,447,903	9,621,783	9,964,288	10,113,291
連結実質赤字比率（%）			―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））			(46.73%)	(53.58%)	(51.94%)	(52.01%)	(26.15%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

11 大川市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	78,638	81,315	197,769	724,580	952,420
一般会計等	一般会計等に属する特別会計					
合計（1）		78,638	81,315	197,769	724,580	952,420
標準財政規模		7,658,480	7,654,059	7,849,900	8,117,671	8,025,444
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(1.02%)	(1.06%)	(2.51%)	(8.92%)	(11.86%)

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	6,322	43,480	59,481	30,936	22,189
	介護保険事業	23,690	57,040	60,550	38,634	11,418
	後期高齢者医療事業	－	2,054	2,010	1,710	1,330
	老人保健医療事業	▲ 73,398	▲ 3,359	6,128	0	－
	介護サービス事業	0	0	0	0	0

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	上水道事業	1,070,305	1,145,068	1,162,183	1,205,757	1,232,751
法適用企業	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業	26	72	45	212	3
法非適用企業	宅地造成事業						
合計（2）			1,105,583	1,325,670	1,488,166	2,001,829	2,220,111
標準財政規模			7,658,480	7,654,059	7,849,900	8,117,671	8,025,444
連結実質赤字比率（%）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））			(14.43%)	(17.31%)	(18.95%)	(24.66%)	(27.66%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

12 行橋市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	129,134	157,770	151,911	266,762	267,812
一般会計等	一般会計等に属する特別会計：住宅新築資金等貸付事業会計	31,903	13,504	30,257	23,042	14,663
合計（1）		161,037	171,274	182,168	289,804	282,475
標準財政規模		12,541,176	12,526,876	12,927,599	13,272,159	13,260,481
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(1.28%)	(1.36%)	(1.40%)	(2.18%)	(2.13%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計：国民健康保険特別会計	▲ 1,098,855	▲ 1,039,415	▲ 1,278,598	▲ 927,789	▲ 1,003,900
老人保健特別会計	▲ 97,569	6,603	12,454	0	－
介護認定特別会計	－	6,218	6,041	1,969	1,789
介護保険（保険事業勘定）会計	386,581	245,348	97,427	85,690	3,780
介護保険（サービス事業勘定）会計	6,412	3,973	529	558	1,410
後期高齢者医療特別会計	－	12,000	12,401	13,169	10,987

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外：水道事業会計	690,044	887,014	1,010,051	962,376	1,129,072
法非適用企業	宅地造成事業以外：公共下水道事業会計	65,696	38,751	47,020	79,838	46,127
法非適用企業	宅地造成事業以外：地方卸売市場会計	1,408	911	1,209	1,995	524
法非適用企業	宅地造成事業以外：農業集落排水事業会計	8,330	3,568	1,258	533	2,486
合計（2）		123,084	336,245	91,960	508,143	474,750
標準財政規模		12,541,176	12,526,876	12,927,599	13,272,159	13,260,481
連結実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(0.98%)	(2.68%)	(0.71%)	(3.82%)	(3.58%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

13 豊前市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	115,788	137,083	143,529	160,995	216,665
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 34,104	▲ 36,400	▲ 34,382	▲ 33,688	▲ 32,309
	公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	0	－
	市営駐車場事業特別会計	8,042	8,540	631	1,868	1,912
	バス事業特別会計	▲ 16,769	▲ 19,824	0	0	0
合計（1）		72,957	89,399	109,778	129,175	186,268
標準財政規模		6,642,660	6,634,679	6,820,207	6,930,543	6,953,326
実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(1.09%)	(1.34%)	(1.60%)	(1.86%)	(2.67%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	365,458	455,531	439,218	285,717	319,849
	後期高齢者医療事業特別会計	－	6,601	9,704	10,142	11,817
	老人保健特別会計	▲ 79,034	▲ 3,768	1,623	0	－

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	101,478	110,783	144,222	146,232	142,496
		東部地区工業用水道事業会計	31,274	37,150	44,581	51,895	57,717
		公共下水道事業特別会計	－	121,613	164,235	209,227	266,485
		農業集落排水施設事業特別会計	－	6,956	12,972	15,460	20,415
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業特別会計	61,209	－	－	－	－
		農業集落排水施設事業特別会計	7,066	－	－	－	－
	宅地造成事業						
合計（2）		560,408	824,265	926,333	847,848	1,005,047
標準財政規模		6,642,660	6,634,679	6,820,207	6,930,543	6,953,326
連結実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(8.43%)	(12.42%)	(13.58%)	(12.23%)	(14.45%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

14 中間市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

			実質収支額				
会計名			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計		692,728	650,766	637,275	672,673	719,758
	一般会計等に属する特別会計	公共用地先行取得特別会計	0	0	0	0	0
		住宅新築資金等特別会計	▲ 616,258	▲ 615,738	▲ 612,820	▲ 601,977	▲ 580,870
		地域下水道事業特別会計	5,628	3,303	3,979	5,756	2,942
合計（1）			82,098	38,331	28,434	76,452	141,830
標準財政規模			9,136,893	9,112,820	9,289,423	9,590,562	9,455,006
実質赤字比率（%）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））			(0.89%)	(0.42%)	(0.30%)	(0.79%)	(1.50%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	特別会計国民健康保険事業	▲ 765,907	▲ 755,487	▲ 732,945	▲ 933,902	▲ 1,121,096
	介護保険事業特別会計	60,247	78,006	48,604	59,765	20,676
	後期高齢者医療事業特別会計	－	11,897	435	486	1,142
	老人保健事業特別会計	44,651	10,619	461	2,744	－

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業	1,140,187	1,266,165	1,357,555	1,476,116	1,614,610
		病院事業	178,014	43,915	37,182	60,939	29,756
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業	3,091	3,875	1,955	2,727	2,293
	宅地造成事業						
合計（2）			742,381	697,321	741,681	745,327	689,211
標準財政規模			9,136,893	9,112,820	9,289,423	9,590,562	9,455,006
連結実質赤字比率（%）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））			(8.12%)	(7.65%)	(7.98%)	(7.77%)	(7.28%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

15 小郡市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	214,536	533,933	605,680	608,109	808,665
一般会計等	一般会計等に属する特別会計：住宅新築資金等貸付事業特別会計	8,614	9,035	9,292	9,235	9,299
合計（1）		223,150	542,968	614,972	617,344	817,964
標準財政規模		10,553,126	10,708,335	10,956,466	11,342,128	11,421,016
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(2.11%)	(5.07%)	(5.61%)	(5.44%)	(7.16%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 280,403	▲ 623,832	▲ 527,867	▲ 445,962	▲ 738,454
	老人保健事業	▲ 70,683	▲ 6,380	6,601	0	－
	後期高齢者医療事業	－	15,161	15,880	16,356	17,227
	介護保険事業（保険事業勘定）	179,279	117,335	34,436	14,960	19,627
	介護保険事業（介護サービス事業勘定）	952	2,676	3,193	6,128	9,632

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
法適用企業	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外：下水道事業特別会計	1,023	904	838	1,257	984
法非適用企業	宅地造成事業					
合計（2）		53,318	48,832	148,053	210,083	126,980
標準財政規模		10,553,126	10,708,335	10,956,466	11,342,128	11,421,016
連結実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(0.50%)	(0.45%)	(1.35%)	(1.85%)	(1.11%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

16 筑紫野市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	844,973	579,862	569,230	794,874	423,156
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	28,143	3,702	588	7,271	4,482
	奨学資金貸与事業特別会計	0	0	0	0	825
	土地取得事業特別会計	0	0	0	0	0
合計（1）		873,116	583,564	569,818	802,145	428,463
標準財政規模		17,413,335	17,461,026	17,447,559	18,009,399	18,184,732
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(5.01%)	(3.34%)	(3.26%)	(4.45%)	(2.35%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	102,097	56,778	167,120	160,992	148,459
	介護保険事業特別会計	39,047	68,315	71,922	47,199	51,724
	後期高齢者医療事業特別会計	－	21,439	24,671	26,853	31,156
	老人保健事業特別会計	34,067	6,684	2,528	51	－
	筑紫地区障害程度区分等審査会事業特別会計	0	－	－	－	－

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,073,569	2,169,088	2,172,019	2,071,231	2,110,525
		下水道事業会計	863,909	1,095,200	1,213,265	1,332,122	1,388,469
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業						
合計（2）		3,985,805	4,001,068	4,221,343	4,440,593	4,158,796
標準財政規模		17,413,335	17,461,026	17,447,559	18,009,399	18,184,732
連結実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(22.88%)	(22.91%)	(24.19%)	(24.65%)	(22.86%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

17 春日市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	326,307	284,147	450,533	466,618	716,266
一般会計等に属する特別会計	土地取得事業特別会計	9	9	0	－	－
合計（1）		326,316	284,156	450,533	466,618	716,266
標準財政規模		17,337,799	17,268,017	17,220,620	17,714,662	17,934,790
実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(1.88%)	(1.64%)	(2.61%)	(2.63%)	(3.99%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	275,349	182,502	293,548	445,117	445,240
	老人保健医療事業特別会計	100,408	3,659	329	0	－
	後期高齢者医療事業特別会計	－	37,258	36,387	43,514	46,852
	介護保険事業特別会計	47,501	71,853	47,584	56,122	42,810
	筑紫地区介護認定審査会事業特別会計	－	－	0	0	－

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業会計	170,544	425,159	461,838	500,761	553,459
法非適用企業	宅地造成事業以外						
合計（2）		920,118	1,004,587	1,290,219	1,512,132	1,804,627
標準財政規模		17,337,799	17,268,017	17,220,620	17,714,662	17,934,790
連結実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(5.30%)	(5.81%)	(7.49%)	(8.53%)	(10.06%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

18 大野城市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	452,399	458,836	446,927	697,454	585,208
一般会計等に属する特別会計	土地区画整理清算金特別会計	0	－	－	－	－
合計（1）		452,399	458,836	446,927	697,454	585,208
標準財政規模		17,101,357	16,915,505	16,779,329	17,158,777	17,556,827
実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(2.64%)	(2.71%)	(2.66%)	(4.06%)	(3.33%)

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	21,606	28,390	32,674	59,257	32,590
	介護保険特別会計（保険事業勘定）	30,712	67,410	67,967	49,812	49,730
	介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	12,168	22,768	21,007	11,076	14,995
	後期高齢者医療特別会計	－	27,202	7,048	957	2,406
	老人保健特別会計	95	3	0	0	－

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	2,160,844	2,128,772	2,327,183	2,550,845	2,718,908
		下水道事業会計	548,317	519,409	601,119	580,155	627,691
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合計（2）		3,226,141	3,252,790	3,503,925	3,949,556	4,031,528
標準財政規模		17,101,357	16,915,505	16,779,329	17,158,777	17,556,827
連結実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(18.86%)	(19.22%)	(20.88%)	(23.01%)	(22.96%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

19 宗像市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	798,739	542,261	1,031,060	1,051,188	705,290
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	5,864	5,321	10,587	4,597	5,096
	赤間駅北口整備事業特別会計	0	0	0	0	0
合計（1）		804,603	547,582	1,041,647	1,055,785	710,386
標準財政規模		18,615,430	18,832,290	18,976,052	19,337,928	19,429,221
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(4.32%)	(2.90%)	(5.48%)	(5.45%)	(3.65%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）	164,730	34,557	25,828	66,503	162,209
	国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）	4,999	4,767	1,122	693	232
	老人保健特別会計	▲ 72,437	1	0	0	－
	後期高齢者医療特別会計	－	24,577	27,352	31,866	34,315
	介護保険特別会計（保険事業勘定）	115,530	120,579	51,066	59,190	23,763
	介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	2,000	3,918	2,287	1,595	2,187

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	969,306	940,992	880,433	－
		下水道事業会計	678,286	684,879	666,050	753,715	856,414
法非適用企業	宅地造成事業以外	渡船事業特別会計	148	63	841	1,375	66
		簡易水道事業特別会計	901	922	0	－	－
		特定環境保全等下水道事業特別会計	1,980	2,115	2,391	284	370
合計（2）		2,670,046	2,364,952	2,699,017	1,971,006	1,789,942
標準財政規模		18,615,430	18,832,290	18,976,052	19,337,928	19,429,221
連結実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(14.34%)	(12.55%)	(14.22%)	(10.19%)	(9.21%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

20 太宰府市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

			実質収支額				
会計名			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計		1,089,258	696,612	895,768	895,198	1,062,405
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	148	723	1,213	2,797	4,275
		公共用地先行取得事業特別会計	0	－	－	－	－
合計（1）			1,089,406	697,335	896,981	897,995	1,066,680
標準財政規模			11,682,245	11,693,105	11,790,622	12,198,349	12,415,341
実質赤字比率（%）			―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））			(9.32%)	(5.96%)	(7.60%)	(7.36%)	(8.59%)

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 144,371	▲ 48,348	▲ 131,516	▲ 318,789	▲ 502,807
	介護保険事業特別会計（保険事業勘定）	－	－	52,689	17,052	21,591
	介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）	－	－	1,778	5,036	4,887
	後期高齢者医療特別会計	－	31,507	37,275	41,150	45,445
	老人保健特別会計	3,059	98,128	18,531	0	－
	介護保険事業特別会計	90,089	92,765	－	－	－

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,488,969	2,220,979	2,341,658	2,280,965	2,232,545
		下水道事業会計	1,866,727	1,961,934	694,125	851,665	912,312
合計（2）			4,393,879	5,054,300	3,911,521	3,775,074	3,780,653
標準財政規模			11,682,245	11,693,105	11,790,622	12,198,349	12,415,341
連結実質赤字比率（%）			―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））			(37.61%)	(43.22%)	(33.17%)	(30.94%)	(30.45%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

21 古賀市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

			実質収支額				
会計名			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計		384,188	454,232	310,642	507,612	469,028
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	9,290	8,371	10,759	13,620	9,366
		都市計画公園用地取得事業特別会計	0	－	－	－	－
合計（1）			393,478	462,603	321,401	521,232	478,394
標準財政規模			10,934,317	10,998,392	10,949,310	11,182,551	11,325,342
実質赤字比率（%）			―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））			(3.59%)	(4.20%)	(2.93%)	(4.66%)	(4.22%)

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	118,580	101,606	407,107	315,823	222,750
	老人保健特別会計	▲ 14,198	▲ 5,514	▲ 368	0	－
	後期高齢者医療特別会計	－	6,411	2,662	3,349	1,505
	介護保険特別会計（保険事業勘定）	92,154	101,872	127,156	125,938	117,740
	介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	588	452	1,702	629	401

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,438,169	1,483,661	1,544,168	1,539,686	1,423,662
法非適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業特別会計	15,049	16,264	37,305	54,642	77,857
		農業集落排水事業特別会計	24,061	9,920	9,039	9,252	7,252
合計（2）			2,067,881	2,177,275	2,450,172	2,570,551	2,329,561
標準財政規模			10,934,317	10,998,392	10,949,310	11,182,551	11,325,342
連結実質赤字比率（%）			―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））			(18.91%)	(19.79%)	(22.37%)	(22.98%)	(20.56%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

22 福津市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	241,418	376,619	397,527	230,147	540,330
一般会計等に属する特別会計	地域し尿処理施設事業特別会計	2,199	7,654	12,896	11,790	15,934
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	5,931	7,950	13,373	5,795	6,500
合計（1）		249,548	392,223	423,796	247,732	562,764
標準財政規模		10,866,428	11,026,909	11,251,177	11,651,909	11,774,158
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(2.29%)	(3.55%)	(3.76%)	(2.12%)	(4.77%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	25,659	13,010	16,557	8,626	9,501
	老人保健特別会計	▲ 8,749	20,864	1,282	1,775	－
	後期高齢者医療事業特別会計	－	5,661	6,354	6,700	20,911
	介護保険事業特別会計	113,635	119,936	20,737	21,427	48,021

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,642,835	1,671,859	1,507,882	－	－
法非適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業特別会計	5,772	79,094	5,943	5,616	10,785
		本木簡易水道事業特別会計	1,120	1,130	716	－	－
合計（2）			2,029,820	2,303,777	1,983,267	291,876	651,982
標準財政規模			10,866,428	11,026,909	11,251,177	11,651,909	11,774,158
連結実質赤字比率（%）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））			(18.67%)	(20.89%)	(17.62%)	(2.50%)	(5.53%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

23 うきは市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	338,727	271,318	346,606	595,888	808,149
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	14,661	14,523	15,973	17,261	18,235
	自動車学校特別会計	8,686	1,487	4,456	9,598	2,183
合計（1）		362,074	287,328	367,035	622,747	828,567
標準財政規模		8,156,669	8,348,635	8,613,253	9,071,404	9,155,002
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(4.43%)	(3.44%)	(4.26%)	(6.86%)	(9.05%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	129,148	61,313	4,288	8,546	3,870
	老人保健事業特別会計	136,343	26,388	2,968	0	－
	後期高齢者医療事業特別会計	－	16,224	1,876	586	2,414

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	下水道事業特別会計	38,752	53,670	56,569	11,714	12,927
		農業集落排水事業特別会計	3,198	3,131	3,282	4,393	2,682
		浄化槽整備事業特別会計	3,734	3,697	5,465	3,168	1,756
		簡易水道事業特別会計	3,558	4,042	14,429	5,354	2,497
	宅地造成事業					
合計（2）		676,807	455,793	455,912	656,508	854,713
標準財政規模		8,156,669	8,348,635	8,613,253	9,071,404	9,155,002
連結実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(8.29%)	(5.45%)	(5.29%)	(7.23%)	(9.33%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

24 宮若市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	869,337	724,860	208,082	649,947	677,196
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等特別会計	5,826	3,800	6,487	4,291	3,042
合計（1）		875,163	728,660	214,569	654,238	680,238
標準財政規模		9,479,856	9,544,815	9,402,826	9,403,788	9,279,313
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(9.23%)	(7.63%)	(2.28%)	(6.95%)	(7.33%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	118,127	96,786	100,532	1,063	▲ 13,537
	後期高齢者医療特別会計	－	8,599	8,130	14,567	11,454
	老人保健特別会計	44,410	57,406	5,932	0	－

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	132,407	127,300	125,656	136,872	154,394
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計	991	608	1,027	589	349
		公共下水道事業特別会計	9,339	15,116	3,544	8,527	7,640
合計（2）			1,180,437	1,034,475	459,390	815,856	840,538
標準財政規模			9,479,856	9,544,815	9,402,826	9,403,788	9,279,313
連結実質赤字比率（%）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））			(12.45%)	(10.83%)	(4.88%)	(8.67%)	(9.05%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

25 嘉麻市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	512,344	416,756	268,414	365,657	770,998
一般会計等	一般会計等に属する特別会計：住宅新築資金等貸付事業特別会計	8,458	11,071	6,698	33,142	13,875
合計（1）		520,802	427,827	275,112	398,799	784,873
標準財政規模		13,632,388	13,739,136	13,499,722	14,025,103	13,944,882
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(3.82%)	(3.11%)	(2.03%)	(2.84%)	(5.62%)

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 56,702	▲ 167,736	▲ 172,986	▲ 273,763	▲ 316,194
	老人保健事業特別会計	▲ 47,791	63,662	49,698	0	－
	後期高齢者医療特別会計	－	7,799	16,188	13,428	16,061
	介護保険事業特別会計（保険事業勘定）	167,302	141,442	67,759	30,821	25,901
	介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）	0	0	0	0	0

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外：水道事業会計	906,976	868,687	817,817	851,961	945,095
法適用企業	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
合計（2）		1,490,587	1,341,681	1,053,588	1,021,246	1,455,736
標準財政規模		13,632,388	13,739,136	13,499,722	14,025,103	13,944,882
連結実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(10.93%)	(9.76%)	(7.80%)	(7.28%)	(10.43%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

26 朝倉市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	128,769	79,057	319,851	856,799	854,835
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付特別会計	▲ 43,548	▲ 26,095	▲ 17,668	▲ 3,136	7,342
	秋月キャンプ村特別会計	520	－	－	－	－
合計（1）		85,741	52,962	302,183	853,663	862,177
標準財政規模		14,235,847	14,442,166	14,707,166	15,487,309	15,259,273
実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(0.60%)	(0.36%)	(2.05%)	(5.51%)	(5.65%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）	8,163	▲ 139,840	▲ 2,911	▲ 73,164	▲ 314,803
	国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）	553	4,950	821	110	43
	老人保健特別会計	▲ 81,328	15,786	▲ 271	2,950	－
	後期高齢者医療特別会計	－	16,200	15,686	17,256	18,095
	介護保険特別会計（事業勘定）	219,850	210,600	38,050	17,290	498
	介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	3,168	2,452	3,534	4,671	5,012

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	446,898	511,918	670,719	682,942	841,795
		527,310	484,594	499,347	519,568	558,626
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外	1,819	1,864	776	10	0
		0	0	0	65	6,610
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
	宅地造成事業	0	0	0	0	0
合計（2）		1,212,174	1,161,486	1,527,934	2,025,361	1,978,053
標準財政規模		14,235,847	14,442,166	14,707,166	15,487,309	15,259,273
連結実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(8.51%)	(8.04%)	(10.38%)	(13.07%)	(12.96%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

27 みやま市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	314,990	487,102	428,330	869,037	509,117
	一般会計等に属する特別会計：住宅新築資金等貸付会計	5,002	5,029	0	－	－
	一般会計等に属する特別会計：用地特別会計	88	87	88	88	88
合計（1）		320,080	492,218	428,418	869,125	509,205
標準財政規模		10,452,753	10,442,504	10,687,319	11,337,449	11,166,915
実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(3.06%)	(4.71%)	(4.00%)	(7.66%)	(4.55%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計：国民健康保険事業特別会計	302,641	310,695	330,931	253,412	122,743
介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	114,690	137,873	95,108	84,649	52,342
後期高齢者医療特別会計	－	1,266	498	1,356	207
老人保険事業特別会計	▲ 56,702	▲ 5,974	657	0	－
介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）	2,234	3,262	5,326	6,519	7,691

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外：水道事業会計	721,334	572,741	584,774	619,504	620,558
法非適用企業	宅地造成事業以外：公共下水道事業特別会計	7,037	6,893	6,833	6,867	8,122
	宅地造成事業以外：農業集落排水事業特別会計	4,049	3,616	3,802	3,757	3,485
	宅地造成事業以外：生活排水処理事業特別会計	6,946	5,713	6,362	6,536	6,733
	宅地造成事業以外：簡易水道事業特別会計	2,519	2,622	0	－	－
合計（2）		1,424,828	1,530,925	1,462,709	1,851,725	1,331,086
標準財政規模		10,452,753	10,442,504	10,687,319	11,337,449	11,166,915
連結実質赤字比率（%）		－	－	－	－	－
（黒字の比率（%））		(13.63%)	(14.66%)	(13.68%)	(16.33%)	(11.91%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

28 糸島市

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

○ 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

○ 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

（単位：千円）

実質赤字比率の算定範囲

		実質収支額				
会計名		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等	一般会計	835,543	843,603	913,626	855,109	971,881
一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,488	14,517	7,613	11,355	3,161
	救急医療事業特別会計	－	－	58,453	67,568	64,024
合計（1）		842,031	858,120	979,692	934,032	1,039,066
標準財政規模		19,549,913	19,746,662	20,044,709	21,141,216	21,076,905
実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(4.30%)	(4.34%)	(4.88%)	(4.41%)	(4.92%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名（公営事業会計：除く公営企業）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	387,790	69,171	425,702	362,078	652,867
	老人保健医療特別会計	95,133	134,635	19,076	16,122	－
	介護保険事業特別会計	68,070	72,371	183,109	51,366	1,850
	後期高齢者医療特別会計	－	21,678	30,918	23,791	20,792

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,790,389	1,899,894	1,985,275	2,139,821	2,112,208
		下水道事業会計	676,833	833,874	992,374	1,197,067	1,406,518
法非適用企業	宅地造成事業以外	渡船事業特別会計	0	9,714	10,815	18,438	22,482
		漁業集落排水事業特別会計	0	－	－	－	－
		公共下水道事業特別会計	0	－	－	－	－
		農業集落排水事業等特別会計	111,898	－	－	－	－
合計（2）		3,972,144	3,899,457	4,626,961	4,742,715	5,255,783
標準財政規模		19,549,913	19,746,662	20,044,709	21,141,216	21,076,905
連結実質赤字比率（%）		―	―	―	―	―
（黒字の比率（%））		(20.31%)	(19.74%)	(23.08%)	(22.43%)	(24.93%)

○用語解説

・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）